

# 海外手配旅行ご旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

## 1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、天心無限(株) (本社：〒391-0301 長野県茅野市北山 4026-1205 ペンションアダージオ) 長野県知事登録旅行業 第 3-698 号。以下「当社」といいます。) が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約 (以下「旅行契約」といいます。) を締結することになります。
- (2) 当社はおお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます。) の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部 (以下「当社約款」といいます。) によります。
- (4) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用 (以下「旅行費用」といいます。) のほか、所定の取扱料金を申し受けます。

## 2. お申し込み・契約の条件・成立

- (1) 心身に障がいのある方 (耳の不自由な方、目の不自由な方、歩行が不自由な方、介助者や補助犬 (盲導犬、聴導犬、介助犬) をお連れの方など)、車いす等の器具をご利用されている方、健康上の懸念事項をおもちの方 (血圧異常、心臓病、慢性疾患、食物アレルギー、動物アレルギーなど)、妊娠中又は妊娠の可能性のある方、ご高齢の方、その他特別な配慮を必要される方は、旅行のお申し込み時にその旨をお申し出ください。この場合、当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、お客様からお申し出頂いた措置を手配することができかねるときは、旅行サービスの内容により、予約確定後であっても参加いただけないことがありますことを予めご了承ください。
- (2) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (3) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。
- (4) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理したときに成立します。
- (5) 上記 (2) にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。  
お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付し、お客様へ到達したとき。(書面をお渡しした時点、郵送の場合は発信した時点、FAX および E メール、インターネット等の場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。)

## 第 3 条 旅行代金

- (1) 旅行代金は、原則として予約確定時に全額お支払いいただきます。これによらない場合のお支払い期日及び方法は、「予約受付確認メール」等の契約書面に具体的に明示します。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします
- (3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

## 第4条 旅行契約内容の変更

(1)お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

(2)お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用をご負担いただくほか、当社所定の変更手数料をお支払いいただきます。また、該当手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。

## 第5条 旅行契約の解除

(1)お客様による任意解除の場合

お客様は、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消料及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。

(2)当社の責に帰すべき事由による解除の場合

当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて既に収受した旅行代金を払い戻しいたします。

(3)お客様の責に帰すべき事由による解除の場合

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがあります。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信等の理由によりクレジットカードによるお支払いが出来なくなった場合、当社は旅行契約を解除することがあります。旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消料及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。

## 第6条 当社の責任

(1)当社の責任の範囲は、第1条第2項に記載した手配行為に限定されます。

(2)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(3) 免責事項について

お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失が認められない、以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社はその損害を賠償する責任を負いません。

【1】天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

【2】運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

【3】運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

【4】官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

【5】食中毒

【6】盗難

【7】運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更

- 【8】お客様ご自身の故意または過失による損害
- 【9】その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
- 【10】その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合
- 【11】旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合
- 【12】パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違っている場合
- 【13】お客様が当社からのメール（これには契約内容に関する重要なお知らせが含まれますが、これに限られません。）を開封しなかった場合

## 第7条 お客様が出発までに実施する事項

- (1) 旅券（パスポート）の残存有効期間・無査証滞在要件等は国によって異なり、旅券（パスポート）の残存有効期間不足や査証（ビザ）の不備等で搭乗・出入国が拒否される場合があります。旅券（パスポート）、査証（ビザ）等の渡航手続については、お客様ご自身にてご確認ください。
- (2) 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫所（海外渡航者のための感染症情報）web サイト」(<http://www.forth.go.jp/>)にてご確認ください。
- (3) 渡航先により、外務省の渡航情報（危険情報）が発出されている場合があります。ご出発前に「外務省海外安全 web サイト」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)にて最新情報をご確認ください。

## 第8条 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、ご提供いただいた個人情報を、当社の個人情報保護方針に基づき、適切に管理します。
- (2) 当社は、ご提供いただいた個人情報を、お客様との連絡のために利用するほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用します。
- (3) 前項に定めるほか、当社は、以下の場合にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
  - 1. 当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内
  - 2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
  - 3. アンケートのお願い
  - 4. 特典サービスの提供
  - 5. 統計資料の作成
- (4) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用いたします。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (5) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務等の旅程管理業務及、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を第三者（海外移転を含みます。）へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。

## 第9条 特別補償規程の不適用

本旅行契約については、当社旅行業約款別紙の特別補償規程の適用はありません。

## 第10条 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加

害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

## その他

(1)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(2)現地ツアーの場合の運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。

以上

2025 年 9 月 11 日